

## 2 支出簿 (1) 立候補準備のために支出した費用

## 備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- 2 この帳簿には、(1)立候補準備のために支出した費用 (2)選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて(又は各々分冊して)記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- 3 この帳簿の各科目には、(1)人件費 (2)家屋費 ((イ)選挙事務所費 (ロ)集合会場費等) (3)通信費 (4)交通費 (5)印刷費 (6)広告費 (7)文具費 (8)食料費 (9)休泊費 (10)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。  
前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 7 支出の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 選挙運動に係る公費負担対象支出(選挙運動用ビラ又はポスターの作成に係るもの)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 9 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。